

資料5 自家用有償旅客運送の 更新登録の申請書類

第3回尾鷲市地域公共交通活性化協議会
令和8年1月22日開催

令和8年1月 日

中部運輸局 三重運輸支局長 殿

名 称 尾鷲市
 住 所 尾鷲市中央町10番43号
 代表者の氏名 尾鷲市長 加藤 千速

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

尾鷲市
 尾鷲市中央町10番43号
 尾鷲市長 加藤 千速

2. 登録番号

中三市交第8号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1	尾鷲駅	天満堤防	紀伊松本	9.6 km
2	尾鷲駅	天満堤防・夢古道おわせ前	紀伊松本	10 km
3	尾鷲駅	夢古道おわせ前	紀伊松本	8.2 km
4	尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	7.4Km
5	尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	6.1Km
6	西の浜	漁協前	島勝集会所前	6.5Km
7	西の浜	島勝	尾鷲総合病院	27.5Km

(2) 運送の区域

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
尾鷲市	尾鷲市中央町10番43号

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス	普通自動車 (軽)	合 計
尾鷲市	保有	3	1 ()	4
	持込	※	()	※
	合計	3	1	4

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白地における住民の輸送

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例」及び「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則」参照

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

三重交通 株式会社

津市中央1番1号

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

○尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例

平成 21 年 3 月 30 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 この条例は、交通の手段を確保し、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的として、尾鷲市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例においてコミュニティバスとは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号及び第 79 条の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けて行う自家用有償旅客運送をいう。

(指定管理者による管理)

第 3 条 コミュニティバスの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 4 条 指定管理者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 運行に関する業務
- (2) 設備の管理に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(運行計画)

第 5 条 運行区間、運行回数、運行時刻、乗降所その他の運行内容（以下「運行計画」という。）は、規則で定める。

(利用料金)

第 6 条 コミュニティバスの利用者は、1 人 1 乗車につき、別表に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。ただし、利用料金の詳細は、規則で定める。

(利用料金の減免)

第7条 市長は、必要があると認めたときは、前条に規定する利用料金を減額し、又は免除することができる。利用料金の減免に関することは、規則で定める。

(利用料金の還付)

第8条 既納の利用料金は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の収入)

第9条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用の制限)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、乗車を拒み、又は下車させることができる。

- (1) 乗車定員を超える、又は運行上危険があると認められるとき。
- (2) 乗務員が法令に基づいて行う措置に従わないとき。

(損害賠償等)

第11条 利用者その他関係者は、その責めに帰すべき事由により、コミュニティバスを損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりコミュニティバスを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(協議会)

第12条 市長は、コミュニティバスに関し、必要な事項を協議するため、尾鷲市地域公共交通活性化協議会を置く。

2 前項の協議会に関する必要な事項は、別に定める。

(過料)

第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により、旅客運賃の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えるときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、コミュニティバスの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利

益のために使用してはならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

別表（第6条関係）

コミュニティバスの利用料金

距離	料金
5km未満	200円
5km～10km未満	300円
10km～15km未満	400円
15km～20km未満	500円
20km以上	600円

○尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則

平成21年4月27日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例（平成21年尾鷲市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運行計画)

第2条 条例第5条に規定する尾鷲市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の運行計画は、別表第1によるものとする。

(運行の制限等)

第3条 市長は、天災その他やむを得ない理由によりコミュニティバスの運行に支障が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、乗車区間を制限し、運行を中止することができる。

2 市長は、前項の規定により乗車区間を制限し、又は運行を中止しようとするときは、あらかじめその旨を必要と認める場所に掲示するものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により乗車区間を制限し、又は運行を中止した場合において乗車する者が被った損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(利用料金)

第4条 条例第6条の規定による利用料金は、別表第2のとおりとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者の利用料金は、前項で定める各料金に100分の50を乗じた額とする。ただし、定期料金及び運転免許証自主返納者料金はこの限りでない。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、利用料金を支払う際に当該身体障害者手帳を提示したもの

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）

に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者であって、利用料金を支払う際に当該療育手帳を提示したもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、利用料金を支払う際に当該精神障害者保健福祉手帳を提示したもの

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第4項及び第41条及び第44条までの規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者であって、利用料金を支払う際に被救護者割引証を提示したもの

(5) 前各号に掲げるものを介護する必要が相当と認められる介護人
(利用料金の減免)

第5条 条例第7条に規定する利用料金の減額または免除を受けようとする者は、コミュニティバス利用料金減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、利用料金の減額又は免除の適否を決定し、コミュニティバス利用料金減免決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

3 利用料金の減免を受ける場合は、利用料金を支払う際に、前項の決定通知書を提示しなければならない。

(利用料金の還付)

第6条 条例第8条ただし書に規定する還付は、次に掲げる場合に適用する。

(1) 天災その他やむを得ない事由により運行を中止したとき。

(2) コミュニティバスの全部又は一部を廃止したとき。

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、コミュニティバス利用料金還付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(運輸規則等の準用)

第7条 この規則に定めるもののほか、コミュニティバスの運行に関し必要な事項については、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規程を準

用する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、コミュニティバスの管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月13日規則第12号)

この規則は、平成21年8月20日から施行する。

附 則 (平成23年4月11日規則第11号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月27日規則第11号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月7日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則 (平成29年7月14日規則第14号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月6日規則第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日規則第24号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日規則第14号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日規則第13号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月26日規則第28号)

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 コミュニティバスの運行区間及び運行回数等

（1）尾鷲地区

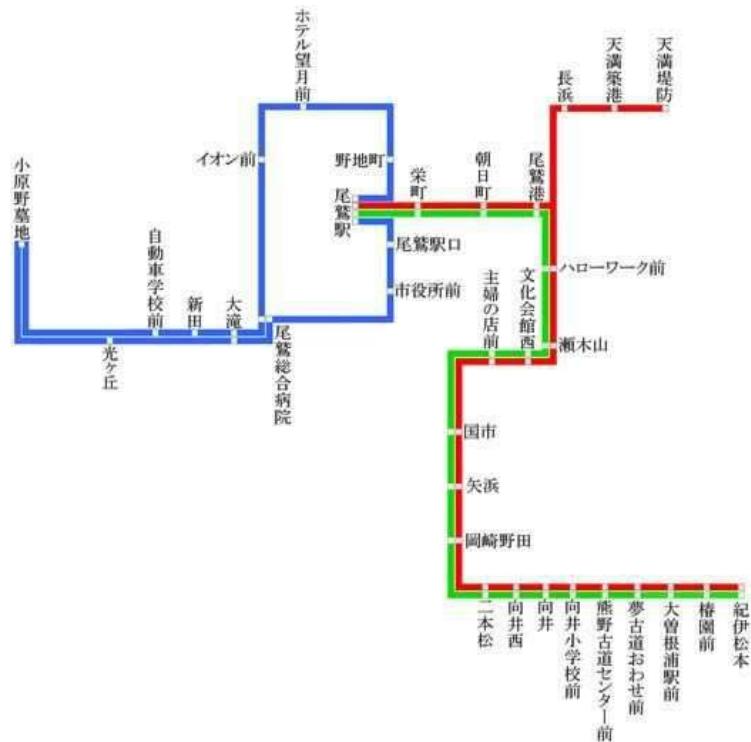
運行区間			運行回数 (1日当たり)		運行日	
起点	経由地	終点	往路	復路		
尾鷲駅	天満堤防	紀伊松本		3便	毎日運行	
尾鷲駅	天満堤防・夢古道おわせ前	紀伊松本	4便	1便		
尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	5便			
尾鷲駅	光ヶ丘・小原野墓地	尾鷲駅	2便			
尾鷲駅	夢古道おわせ前	紀伊松本	2便 (ただし、日曜日は1便とする。)	3便 (ただし、日曜日は2便とする。)		

（2）須賀利地区

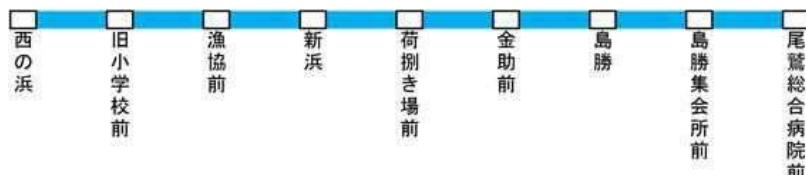
運行区間			運行回数 (1日当たり)		運行日
起点	経由地	終点	往路	復路	
西の浜	漁協前	島勝集会所前	5便	5便	日曜日以外運行
西の浜	島勝	尾鷲総合病院	1便		

2 コミュニティバスの運行経路図

(1) 尾鷲地区



(2) 須賀利地区



3 コミュニティバスの運行時刻及び乗降所

(1) 尾鷲地区

	1	4	7	10		14	17	20
紀伊松本 尾鷲駅	紀伊松本 ↓ 7:00	↓ 8:30	↓ 10:17	↓ 11:58		↓ 14:45	↓ 16:50	↓ 18:18
	椿園前 ↓ 7:03	↓ 8:33	↓ 10:20	↓ 12:01		↓ 14:48	↓ 16:53	↓ 18:21
	大曾根浦駅前 ↓ 7:05	↓ 8:35	↓ 10:22	↓ 12:03		↓ 14:50	↓ 16:55	↓ 18:23
	夢古道おわせ前			↓ 12:06		↓ 14:53	↓ 16:58	↓ 18:26
	熊野古道セントラル前 ↓ 7:07	↓ 8:37	↓ 10:24	↓ 12:07		↓ 14:54	↓ 16:59	↓ 18:27
	向井小学校前 ↓ 7:07	↓ 8:37	↓ 10:24	↓ 12:07		↓ 14:54	↓ 16:59	↓ 18:27
	向井 ↓ 7:08	↓ 8:38	↓ 10:25	↓ 12:08		↓ 14:55	↓ 17:00	↓ 18:28
	向井西 ↓ 7:08	↓ 8:38	↓ 10:25	↓ 12:08		↓ 14:55	↓ 17:00	↓ 18:28
	二本松 ↓ 7:10	↓ 8:40	↓ 10:27	↓ 12:10		↓ 14:57	↓ 17:02	↓ 18:30
	岡崎野田 ↓ 7:11	↓ 8:41	↓ 10:28	↓ 12:11		↓ 14:58	↓ 17:03	↓ 18:31
	矢浜 ↓ 7:12	↓ 8:42	↓ 10:29	↓ 12:12		↓ 14:59	↓ 17:04	↓ 18:32
	国市 ↓ 7:13	↓ 8:43	↓ 10:30	↓ 12:13		↓ 15:00	↓ 17:05	↓ 18:33
	主婦の店前 ↓ 7:13	↓ 8:43	↓ 10:30	↓ 12:13		↓ 15:00	↓ 17:05	↓ 18:33
	文化会館西 ↓ 7:14	↓ 8:44	↓ 10:31	↓ 12:14		↓ 15:01	↓ 17:06	↓ 18:34
	瀧木山 ↓ 7:15	↓ 8:45	↓ 10:32	↓ 12:15		↓ 15:02	↓ 17:07	↓ 18:35
	ハローワーク前 ↓ 7:15	↓ 8:45	↓ 10:32	↓ 12:15		↓ 15:02	↓ 17:07	↓ 18:35
	長浜 ↓ 7:18	↓ 8:48	↓ 10:35	↓ 12:18				
	天満築港 ↓ 7:19	↓ 8:49	↓ 10:36	↓ 12:19				
	天満堤防 ↓ 7:19	↓ 8:49	↓ 10:36	↓ 12:19				
	尾鷲港 ↓ 7:23	↓ 8:53	↓ 10:40	↓ 12:23		↓ 15:03	↓ 17:08	↓ 18:36
	朝日町 ↓ 7:24	↓ 8:54	↓ 10:41	↓ 12:24		↓ 15:04	↓ 17:09	↓ 18:37
	栄町 ↓ 7:25	↓ 8:55	↓ 10:42	↓ 12:25		↓ 15:05	↓ 17:10	↓ 18:38
	尾鷲駅 ↓ 7:27	↓ 8:57	↓ 10:44	↓ 12:27		↓ 15:07	↓ 17:12	↓ 18:40

	2	5	8	11	12	15	18	
尾鷲駅 尾鷲総合病院 尾鷲駅	尾鷲駅 ↓ 7:39	↓ 9:08	↓ 10:49	↓ 12:32	↓ 13:52	↓ 15:47	↓ 17:13	
	尾鷲駅口 ↓ 7:40	↓ 9:09	↓ 10:50	↓ 12:33	↓ 13:53	↓ 15:48	↓ 17:14	
	市役所前 ↓ 7:41	↓ 9:10	↓ 10:51	↓ 12:34	↓ 13:54	↓ 15:49	↓ 17:15	
	尾鷲総合病院 ↓ 7:44	↓ 9:13	↓ 10:54	↓ 12:37	↓ 13:57	↓ 15:52	↓ 17:18	
	大瀧 ↓ 7:46	↓ 9:15	↓ 10:56	↓ 12:39	↓ 13:59	↓ 15:54	↓ 17:20	
	新田 ↓ 7:47	↓ 9:16	↓ 10:57	↓ 12:40	↓ 14:00	↓ 15:55	↓ 17:21	
	自動車学校前 ↓ 7:48	↓ 9:17	↓ 10:58	↓ 12:41	↓ 14:01	↓ 15:56	↓ 17:22	
	光ヶ丘 ↓ 7:49	↓ 9:18	↓ 10:59	↓ 12:42	↓ 14:02	↓ 15:57	↓ 17:23	
	【仮称】小原野墓地 ↓	↓ 9:21	↓ 11:02					
	大瀧 ↓ 7:51	↓ 9:26	↓ 11:07	↓ 12:44	↓ 14:04	↓ 15:59	↓ 17:25	
	尾鷲総合病院 ↓ 7:53	↓ 9:28	↓ 11:09	↓ 12:46	↓ 14:06	↓ 16:01	↓ 17:27	
	イオン前 ↓ 7:55	↓ 9:30	↓ 11:11	↓ 12:48	↓ 14:08	↓ 16:03	↓ 17:29	
	ホテル望月前 ↓ 7:56	↓ 9:31	↓ 11:12	↓ 12:49	↓ 14:09	↓ 16:04	↓ 17:30	
	野地町 ↓ 7:58	↓ 9:33	↓ 11:14	↓ 12:51	↓ 14:11	↓ 16:06	↓ 17:32	
	尾鷲駅 ↓ 7:59	↓ 9:34	↓ 11:15	↓ 12:52	↓ 14:12	↓ 16:07	↓ 17:33	

		3	6	9		13	16	19						
尾鷲駅	↓	8:04	↓	9:39	↓	11:20		↓	14:13	↓	16:17	↓	17:45	
栄町	↓	8:06	↓	9:41	↓	11:22		↓	14:15	↓	16:19	↓	17:47	
朝日町	↓	8:07	↓	9:42	↓	11:23		↓	14:16	↓	16:20	↓	17:48	
尾鷲港	↓	8:08	↓	9:43	↓	11:24		↓	14:17	↓	16:21	↓	17:49	
長浜			↓	9:45	↓	11:26		↓	14:19			↓	17:51	
天満築港			↓	9:46	↓	11:27		↓	14:20			↓	17:52	
天満堤防			↓	9:46	↓	11:27		↓	14:20			↓	17:52	
ハローワーク前	↓	8:09	↓	9:51	↓	11:32		↓	14:25	↓	16:22	↓	17:57	
潮木山	↓	8:09	↓	9:51	↓	11:32		↓	14:25	↓	16:22	↓	17:57	
文化会館西	↓	8:10	↓	9:52	↓	11:33		↓	14:26	↓	16:23	↓	17:58	
主婦の店前	↓	8:11	↓	9:53	↓	11:34		↓	14:27	↓	16:24	↓	17:59	
国市	↓	8:11	↓	9:53	↓	11:34		↓	14:27	↓	16:24	↓	17:59	
矢浜	↓	8:12	↓	9:54	↓	11:35		↓	14:28	↓	16:25	↓	18:00	
岡崎野田	↓	8:13	↓	9:55	↓	11:36		↓	14:29	↓	16:26	↓	18:01	
二本松	↓	8:14	↓	9:56	↓	11:37		↓	14:30	↓	16:27	↓	18:02	
向井西	↓	8:16	↓	9:58	↓	11:39		↓	14:32	↓	16:29	↓	18:04	
向井	↓	8:16	↓	9:58	↓	11:39		↓	14:32	↓	16:29	↓	18:04	
向井小学校前	↓	8:17	↓	9:59	↓	11:40		↓	14:33	↓	16:30	↓	18:05	
熊野古道センター前	↓	8:17	↓	9:59	↓	11:40		↓	14:33	↓	16:30	↓	18:05	
夢古道おわせ前	↓	8:18	↓	10:00	↓	11:41		↓	14:34	↓	16:31	↓	18:06	
大曾根浦駅前	↓	8:21	↓	10:03	↓	11:44		↓	14:37	↓	16:34	↓	18:09	
格闘前	↓	8:23	↓	10:05	↓	11:46		↓	14:39	↓	16:36	↓	18:11	
紀伊松本	↓	8:25	↓	10:07	↓	11:48		↓	14:41	↓	16:38	↓	18:13	

※ 16、17のダイヤについては、日曜日運休とする。

(2) 須賀利地区

尾 鷺 総 合 病 院	西の浜	7:00	9:14	10:55	12:34	14:20	16:14	16:37
	旧小学校前	7:01	9:15	10:56	12:35	14:21	16:15	16:38
	漁協前	7:02	9:16	10:57	12:36	14:22	16:16	16:39
	新浜	7:02	9:16	10:57	12:36	14:22	16:16	16:39
	荷捌き場前	7:03	9:17	10:58	12:37	14:23	16:17	16:40
	金助前	7:04	9:18	10:59	12:38	14:24	16:18	16:41
	島勝	7:16	9:30	11:11	12:50	14:36	16:30	16:53
	島勝集会所前	7:17	9:31	11:12	12:51	14:37	16:31	16:54
	【セミマド】尾鷺総合病院	7:46						

※ 7:16 着「島勝」 7:17 着「島勝集会所前」 7:46 着「尾鷺総合病院」は降車専用

※ 7:46 着「尾鷺総合病院」にて降車する乗客がいない場合は、7:17 着「島勝集会所前」から9:14発「西の浜」に回送する。

島 勝 集 会 所 前 △ 西 の 浜	島勝集会所前	9:32	11:13	12:57	14:38	16:22	16:55
	島勝	9:35	11:16	12:54	14:39	16:35	16:58
	金助前	9:47	11:28	13:06	14:51	16:47	17:10
	荷捌き場前	9:48	11:29	13:07	14:52	16:48	17:11
	新浜	9:49	11:30	13:08	14:53	16:49	17:12
	漁協前	9:49	11:30	13:08	14:53	16:49	17:12
	旧小学校前	9:50	11:31	13:09	14:54	16:50	17:13
	西の浜	9:51	11:32	13:10	14:55	16:51	17:14
	【セミマド】島勝集会所前	10:19					
	【セミマド】島勝	10:20					

※ 【セミデマンド】については、乗車予約者があった場合にのみ運行する。

※日曜は運休

▲土・祝運休

◇土・祝のみ運行

別表第2（第4条関係）

1 普通料金

（1）尾鷲地区

		行野浦 大曾根浦
	向井・矢浜	200円
市街地	200円	300円
市街地	200円	

※ふれあいバス「九鬼・早田線」「北輪内線」「南輪内線」の3路線から、尾鷲駅にて「尾鷲地区」へ乗り継ぎした後の市街地への移動に限り、無料とする。

（2）須賀利地区

		尾鷲総合病院
	島勝	
須賀利地内	200円	600円
須賀利地内	200円	

2 定額料金

区分		料金
大人		普通料金
子供	小学校の児童	普通料金×0.5
幼児	小学校入学前の者	幼児単独乗車は子供料金（ただし、大人又は子供の同伴者1名につき幼児1人は無料とする。）

3 回数料金

1 1回の利用につき10回分に相当する額

4 定期料金

種別		料金
普通定期料金	1ヶ月	定額料金×40×0.8
	3ヶ月	定額料金×120×0.8
通学定期料金	1ヶ月	定額料金×40×0.5
	3ヶ月	定額料金×120×0.5
	1学期	定額料金×160×0.5
	2学期	定額料金×160×0.5
	3学期	定額料金×120×0.5

5 運転免許証自主返納者料金

運転免許証自主返納者（料金精算時に運転経歴証明書を掲示できる者に限る。）は、普通料金の半額とする。また、運転免許証自主返納者の同伴者1名に限り、普通料金の半額とする。ただし、定期料金はこの限りでない。

備考

- 「市街地」とは、コミュニティバスの全区間のうち、紀伊松本乗降所から文化会館西の間を除いた区間をいう。
- 「向井・矢浜」とは文化会館西乗降所から向井小学校乗降所の間の区間をいう。
- 「須賀利地内」とは、西の浜から金助前の間の区間をいう。
- 学期定期の通用期間は、1学期は4月1日から7月31日まで、2学期は9月1日から12月31日まで、3学期は1月1日から3月31日までとする。

様式第1号（第5条関係）

尾鷲市コミュニティバス利用料金減免申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

住所
氏名
生年月日

尾鷲市コミュニティバスの利用料金について、下記の理由により減免を受けたいので尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年尾鷲市規則第9号）第5条第1項の規定により申請します。

記

期間	年 月 日から 年 月 日まで
申請理由	
備考	

様式第2号（第5条関係）

尾鷲市コミュニティバス利用料金減免決定通知書

年 月 日

様

尾鷲市長

印

年 月 日付けで申請のあったコミュニティバス利用料金の減免について、尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年尾鷲市規則第9号）第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

期間	年 月 日から	年 月 日まで
利用料金		
減免額		
決定理由		

様式第3号（第6条関係）

尾鷲市コミュニティバス利用料金還付請求書

年 月 日

尾鷲市長 様

住所

氏名

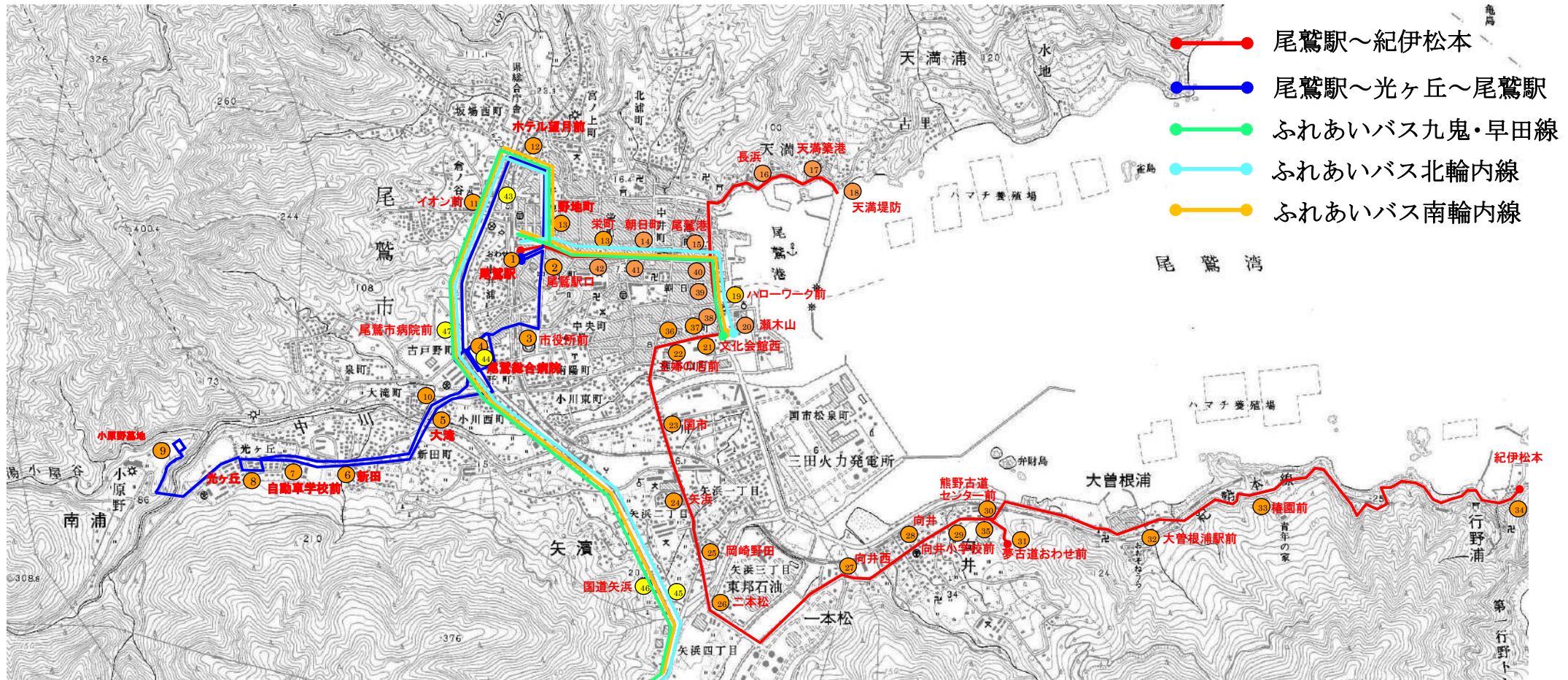
尾鷲市コミュニティバスの利用料金について、下記の理由により還付を受けたいの
で、尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年尾鷲
市規則第9号）第6条第2項の規定により請求します。

記

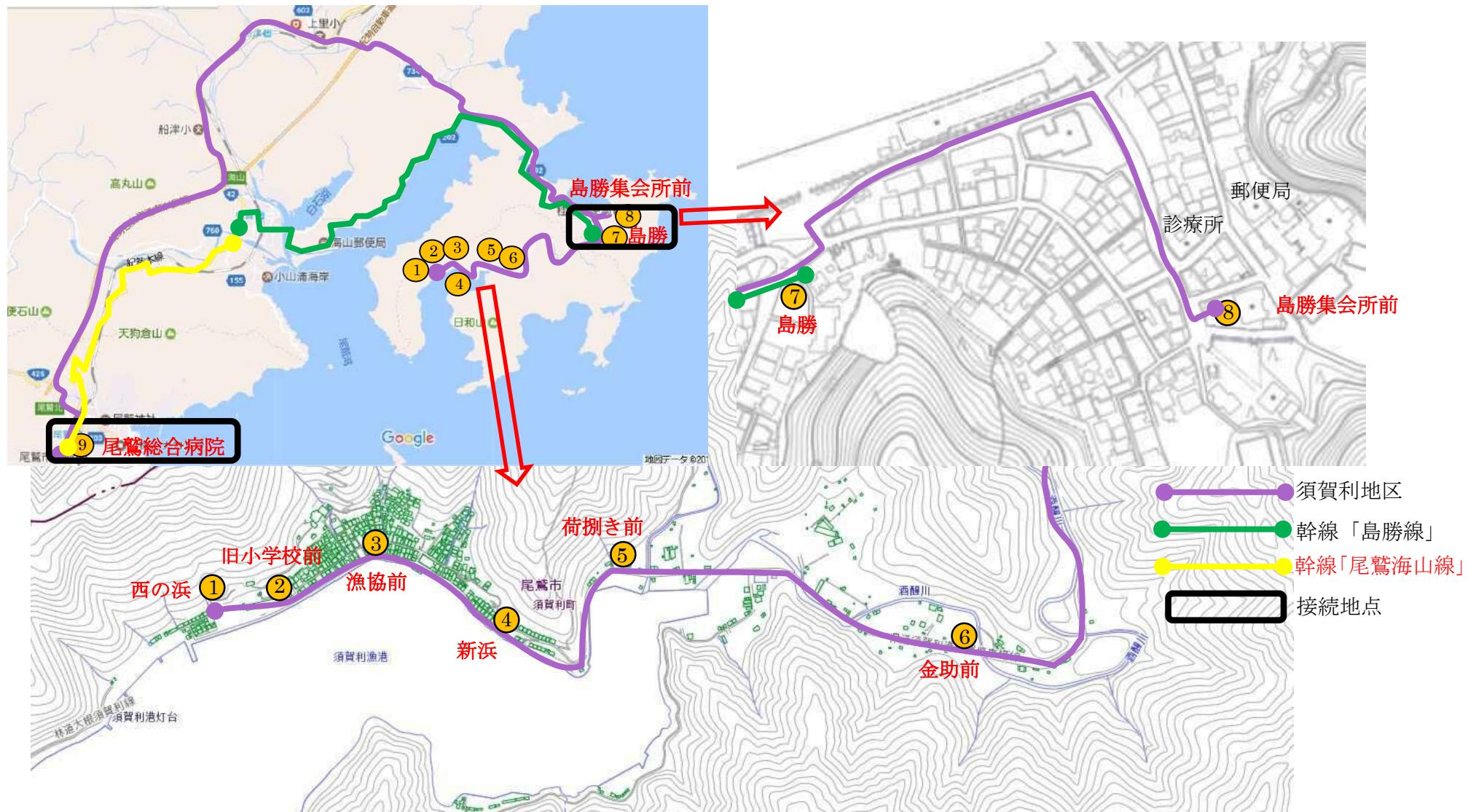
申請理由	
備考	
※還付金の 請求方法	
※還付額	

（注）※の欄は記入しないでください。

ふれあいバス路線図及び停留所(市街地周辺) (令和6年4月から)



ふれあいバス路線図及び停留所（須賀利地区）



ふれあいバス(尾鷲地区) 時刻表

令和7年10月1日

停留所名	区間時分	時 刻							
		(1)	(1)	(1)	(2)		(3)	(3)	(3)
紀伊松本「尾鷲駅」	紀伊松本	— ↓ 7:00	↓ 8:30	↓ 10:17	↓ 11:58		↓ 14:45	↓ 16:50	↓ 18:18
	椿園前	3 ↓ 7:03	↓ 8:33	↓ 10:20	↓ 12:01		↓ 14:48	↓ 16:53	↓ 18:21
	大曾根浦駅前	2 ↓ 7:05	↓ 8:35	↓ 10:22	↓ 12:03		↓ 14:50	↓ 16:55	↓ 18:23
	夢古道おわせ前	3 ↓			↓ 12:06		↓ 14:53	↓ 16:58	↓ 18:26
	熊野古道一前	1 ↓ 7:07	↓ 8:37	↓ 10:24	↓ 12:07		↓ 14:54	↓ 16:59	↓ 18:27
	向井小学校前	0 ↓ 7:07	↓ 8:37	↓ 10:24	↓ 12:07		↓ 14:54	↓ 16:59	↓ 18:27
	向井	1 ↓ 7:08	↓ 8:38	↓ 10:25	↓ 12:08		↓ 14:55	↓ 17:00	↓ 18:28
	向井西	0 ↓ 7:08	↓ 8:38	↓ 10:25	↓ 12:08		↓ 14:55	↓ 17:00	↓ 18:28
	二本松	2 ↓ 7:10	↓ 8:40	↓ 10:27	↓ 12:10		↓ 14:57	↓ 17:02	↓ 18:30
	岡崎野田	1 ↓ 7:11	↓ 8:41	↓ 10:28	↓ 12:11		↓ 14:58	↓ 17:03	↓ 18:31
	矢浜	1 ↓ 7:12	↓ 8:42	↓ 10:29	↓ 12:12		↓ 14:59	↓ 17:04	↓ 18:32
	国市	1 ↓ 7:13	↓ 8:43	↓ 10:30	↓ 12:13		↓ 15:00	↓ 17:05	↓ 18:33
	主婦の店前	0 ↓ 7:13	↓ 8:43	↓ 10:30	↓ 12:13		↓ 15:00	↓ 17:05	↓ 18:33
	文化会館西	1 ↓ 7:14	↓ 8:44	↓ 10:31	↓ 12:14		↓ 15:01	↓ 17:06	↓ 18:34
	瀬木山	1 ↓ 7:15	↓ 8:45	↓ 10:32	↓ 12:15		↓ 15:02	↓ 17:07	↓ 18:35
	ハローワーク前	0 ↓ 7:15	↓ 8:45	↓ 10:32	↓ 12:15		↓ 15:02	↓ 17:07	↓ 18:35
	長浜	3 ↓ 7:18	↓ 8:48	↓ 10:35	↓ 12:18				
	天満築港	1 ↓ 7:19	↓ 8:49	↓ 10:36	↓ 12:19				
	天満堤防	0 ↓ 7:19	↓ 8:49	↓ 10:36	↓ 12:19				
	尾鷲港	4 ↓ 7:23	↓ 8:53	↓ 10:40	↓ 12:23		↓ 15:03	↓ 17:08	↓ 18:36
	朝日町	1 ↓ 7:24	↓ 8:54	↓ 10:41	↓ 12:24		↓ 15:04	↓ 17:09	↓ 18:37
	栄町	1 ↓ 7:25	↓ 8:55	↓ 10:42	↓ 12:25		↓ 15:05	↓ 17:10	↓ 18:38
	尾鷲駅	2 ↓ 7:27	↓ 8:57	↓ 10:44	↓ 12:27		↓ 15:07	↓ 17:12	↓ 18:40

停留所名	区間時分	時 刻							
		(5)	(4)	(4)	(5)	(5)	(5)	(5)	
尾鷲駅「尾鷲総合病院」	尾鷲駅	— ↓ 7:39	↓ 9:08	↓ 10:49	↓ 12:32	↓ 13:52	↓ 15:47	↓ 17:13	
	尾鷲駅口	1 ↓ 7:40	↓ 9:09	↓ 10:50	↓ 12:33	↓ 13:53	↓ 15:48	↓ 17:14	
	市役所前	1 ↓ 7:41	↓ 9:10	↓ 10:51	↓ 12:34	↓ 13:54	↓ 15:49	↓ 17:15	
	尾鷲総合病院	3 ↓ 7:44	↓ 9:13	↓ 10:54	↓ 12:37	↓ 13:57	↓ 15:52	↓ 17:18	
	大瀧	2 ↓ 7:46	↓ 9:15	↓ 10:56	↓ 12:39	↓ 13:59	↓ 15:54	↓ 17:20	
	新田	1 ↓ 7:47	↓ 9:16	↓ 10:57	↓ 12:40	↓ 14:00	↓ 15:55	↓ 17:21	
	自動車学校前	1 ↓ 7:48	↓ 9:17	↓ 10:58	↓ 12:41	↓ 14:01	↓ 15:56	↓ 17:22	
	光ヶ丘	1 ↓ 7:49	↓ 9:18	↓ 10:59	↓ 12:42	↓ 14:02	↓ 15:57	↓ 17:23	
	【仮称】小原野墓地	3 ↓	↓ 9:21	↓ 11:02					
	大瀧	2 ↓ 7:51	↓ 9:26	↓ 11:07	↓ 12:44	↓ 14:04	↓ 15:59	↓ 17:25	
尾鷲駅「光ヶ丘」	尾鷲総合病院	2 ↓ 7:53	↓ 9:28	↓ 11:09	↓ 12:46	↓ 14:06	↓ 16:01	↓ 17:27	
	イオン前	2 ↓ 7:55	↓ 9:30	↓ 11:11	↓ 12:48	↓ 14:08	↓ 16:03	↓ 17:29	
	ホテル望月前	1 ↓ 7:56	↓ 9:31	↓ 11:12	↓ 12:49	↓ 14:09	↓ 16:04	↓ 17:30	
	野地町	2 ↓ 7:58	↓ 9:33	↓ 11:14	↓ 12:51	↓ 14:11	↓ 16:06	↓ 17:32	
	尾鷲駅	1 ↓ 7:59	↓ 9:34	↓ 11:15	↓ 12:52	↓ 14:12	↓ 16:07	↓ 17:33	

停留所名	区間時分	時 刻							
		(3)	(2)	(2)	(2)	(3)	(2)		
尾鷲駅「紀伊松本」	尾鷲駅	— ↓ 8:04	↓ 9:39	↓ 11:20		↓ 14:13	↓ 16:17	↓ 17:45	
	栄町	2 ↓ 8:06	↓ 9:41	↓ 11:22		↓ 14:15	↓ 16:19	↓ 17:47	
	朝日町	1 ↓ 8:07	↓ 9:42	↓ 11:23		↓ 14:16	↓ 16:20	↓ 17:48	
	尾鷲港	1 ↓ 8:08	↓ 9:43	↓ 11:24		↓ 14:17	↓ 16:21	↓ 17:49	
	長浜	2 ↓	↓ 9:45	↓ 11:26		↓ 14:19		↓ 17:51	
	天満築港	1 ↓	↓ 9:46	↓ 11:27		↓ 14:20		↓ 17:52	
	天満堤防	0 ↓	↓ 9:46	↓ 11:27		↓ 14:20		↓ 17:52	
	ハローワーク前	5 ↓ 8:09	↓ 9:51	↓ 11:32		↓ 14:25	↓ 16:22	↓ 17:57	
	瀬木山	0 ↓ 8:09	↓ 9:51	↓ 11:32		↓ 14:25	↓ 16:22	↓ 17:57	
	文化会館西	1 ↓ 8:10	↓ 9:52	↓ 11:33		↓ 14:26	↓ 16:23	↓ 17:58	
	主婦の店前	1 ↓ 8:11	↓ 9:53	↓ 11:34		↓ 14:27	↓ 16:24	↓ 17:59	
	国市	0 ↓ 8:11	↓ 9:53	↓ 11:34		↓ 14:27	↓ 16:24	↓ 17:59	
	矢浜	1 ↓ 8:12	↓ 9:54	↓ 11:35		↓ 14:28	↓ 16:25	↓ 18:00	
	岡崎野田	1 ↓ 8:13	↓ 9:55	↓ 11:36		↓ 14:29	↓ 16:26	↓ 18:01	
	二本松	1 ↓ 8:14	↓ 9:56	↓ 11:37		↓ 14:30	↓ 16:27	↓ 18:02	
	向井西	2 ↓ 8:16	↓ 9:58	↓ 11:39		↓ 14:32	↓ 16:29	↓ 18:04	
	向井	0 ↓ 8:16	↓ 9:58	↓ 11:39		↓ 14:32	↓ 16:29	↓ 18:04	
	向井小学校前	1 ↓ 8:17	↓ 9:59	↓ 11:40		↓ 14:33	↓ 16:30	↓ 18:05	
	熊野古道一前	0 ↓ 8:17	↓ 9:59	↓ 11:40		↓ 14:33	↓ 16:30	↓ 18:05	
	夢古道おわせ前	1 ↓ 8:18	↓ 10:00	↓ 11:41		↓ 14:34	↓ 16:31	↓ 18:06	
	大曾根浦駅前	3 ↓ 8:21	↓ 10:03	↓ 11:44		↓ 14:37	↓ 16:34	↓ 18:09	
	椿園前	2 ↓ 8:23	↓ 10:05	↓ 11:46		↓ 14:39	↓ 16:36	↓ 18:11	
	紀伊松本	2 ↓ 8:25	↓ 10:07	↓ 11:48		↓ 14:41	↓ 16:38	↓ 18:13	

※オレンジの塗りつぶし以外毎日運行
→日曜日運休

ふれあいバス(須賀利地区) 時刻表

令和7年10月1日

停留所名	区間	島勝・尾鷲方面						
		(7)	(6)	(6)	(6)	(6)	▲ (6)	◇ (6)
西の浜	—	7:00	9:14	10:55	12:34	14:20	16:14	16:37
旧小学校前	1	7:01	9:15	10:56	12:35	14:21	16:15	16:38
漁協前	1	7:02	9:16	10:57	12:36	14:22	16:16	16:39
新浜	0	7:02	9:16	10:57	12:36	14:22	16:16	16:39
荷捌き場前	1	7:03	9:17	10:58	12:37	14:23	16:17	16:40
金助前	1	7:04	9:18	10:59	12:38	14:24	16:18	16:41
島勝	12	7:16	9:30	11:11	12:50	14:36	16:30	16:53
島勝集会所前	1	7:17	9:31	11:12	12:51	14:37	16:31	16:54
【セミマト】尾鷲総合病院	29	7:46	—	—	—	—	—	—

※ 7:16着「島勝」と7:17着「島勝集会所前」7:46着「尾鷲総合病院前」は降車専用

※ 7:46着「尾鷲総合病院」にて降車する乗客がいない場合は、7:17着「島勝集会所前」から9:14発
「西の浜」に回送する

停留所名	区間	須賀利方面						
			(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
島勝集会所前	—		9:32	11:13	12:52	14:38	16:32	16:55
島勝	3		9:35	11:16	12:54	14:39	16:35	16:58
金助前	12		9:47	11:28	13:06	14:51	16:47	17:10
荷捌き場前	1		9:48	11:29	13:07	14:52	16:48	17:11
新浜	1		9:49	11:30	13:08	14:53	16:49	17:12
漁協前	0		9:49	11:30	13:08	14:53	16:49	17:12
旧小学校前	1		9:50	11:31	13:09	14:54	16:50	17:13
西の浜	1		9:51	11:32	13:10	14:55	16:51	17:14
【セミマト】島勝集会所前	—		10:19	—	—	—	—	—
【セミマト】島勝	1		10:20	—	—	—	—	—
【セミマト】金助前	12		10:32	—	—	—	—	—
【セミマト】荷捌き場前	1		10:33	—	—	—	—	—
【セミマト】新浜	1		10:34	—	—	—	—	—
【セミマト】漁協前	0		10:34	—	—	—	—	—
【セミマト】旧小学校前	1		10:35	—	—	—	—	—
【セミマト】西の浜	1		10:36	—	—	—	—	—

日曜日は全便運休

▲土・祝運休

◇土・祝のみ運行

令和8年1月 日

中部運輸局 三重運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) ※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること
尾鷲市地域公共交通活性化協議会

(対象市町村)

尾鷲市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和8年1月 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

尾鷲市

尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市長 加藤 千速

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例」及び「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則」参照

(2) 旅客から收受する対価（対価の内容を添付すること）

「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例」及び「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則」参照

(3) 運送しようとする旅客の範囲

交通空白地における住民の輸送

6. その他特記事項

協力事業者 三重交通株式会社 三重県津市中央1番1号

前回更新以降、重大事故等発生なし

令和8年1月 日

尾鷲市地域公共交通活性化協議会 会長 尾鷲副市長 下村 新吾

自動車検査証記録事項

541230288952

1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号	三重 200 さ 1896		
車台番号	KDH223-0014613		

登録年月日/交付年月日	平成 24年 8月 22日	初度登録年月	平成 24年 8月	有効期間の満了する日	令和 8年 11月 4日
-------------	---------------	--------	-----------	------------	--------------

2. 所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	尾鷲市		
所有者の住所	三重県尾鷲市中央町10-43 [24508 0231]		
使用者の氏名又は名称	***		
使用者の住所	***		
使用の本拠の位置	***		

3. 車両詳細情報

車名	トヨタ [194]		
型式	LDF-KDH223B		
自動車の種別	普通	用途	乗合
車体の形状	キャブオーバ	[012]	乗車定員 14人 最大積載量 1kg
車両重量	2230kg	車両総重量	3000kg 長さ 538cm 幅 188cm 高さ 228cm
前前軸重	1280kg	前後軸重	後前軸重 950kg 総排気量又は定格出力 2.98L
燃料の種類	軽油	型式指定番号	16610 類別区分番号 0026

4. 値査

【三重】 総統検査 [OSS] 自動車重量税額 約17,100 【24年度税制】平成24年8月22日 新規登録 60%減税措置 適用 令和7年度エネルギー消費効率 (JH12.5モード燃費値) 算定未了 平成27年度燃費基準5%向上達成 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 【走行距離計表示値】419,000km (令和7年11月5日) 【旧走行距離計表示値】383,900km (令和8年10月29日) 平成12年騒音規制車、近接排気騒音規制値 97dB 【受取種別】指定送達車 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり 【受検形態】指定整備工場 【整備工場コード】54-01871 オバシメータ測定 以降余白	
--	--

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID	T9460NV2859120
------	----------------

自動車検査証記録事項

541230388107

1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号	三重 200 さ 3077
---------------	---------------

車台番号	GDH223-2004165
------	----------------

登録年月日/交付年月日	令和 3年 12月 24日	初度登録年月	令和 3年 12月	有効期間の満了する日	令和 8年 12月 23日
-------------	---------------	--------	-----------	------------	---------------

2. 所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	尾鷲市
------------	-----

所有者の住所	三重県尾鷲市中央町 10-43	[24508 0231]
--------	-----------------	--------------

使用者の氏名又は名称	***
------------	-----

使用者の住所	***
--------	-----

使用の本拠の位置	***
----------	-----

3. 車両詳細情報

車名	トヨタ	[194]
----	-----	-------

型式	3DF-GDH223B	原動機の型式	1GD
----	-------------	--------	-----

自動車の種別	普通	用途	乗合	自家用・事業用の別	自家用
--------	----	----	----	-----------	-----

車体の形状	キャブオーバー	[012]	乗車定員	14人	最大積載量	-kg
-------	---------	-------	------	-----	-------	-----

車両重量	2250kg	車両総重量	3020kg	長さ	538cm	幅	188cm	高さ	228cm
------	--------	-------	--------	----	-------	---	-------	----	-------

前前軸重	1320kg	前後軸重	-kg	後前軸重	-kg	後後軸重	930kg	總排氣量又は定格出力	2.75
------	--------	------	-----	------	-----	------	-------	------------	------

燃料の種類	軽油	型式指定番号	20214	類別区分番号	0006
-------	----	--------	-------	--------	------

4. 備考

【三重】、継続検査、[OSS] 自動車重量税額 ￥16,400 令和7年度エネルギー消費効率 (JH25モード燃費値) 算定未了 平成27年度燃費基準15%向上達成車 使用車種規制(NOx・PM)適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 【走行距離計表示値】182,000km (令和7年12月23日) 【旧走行距離計表示値】129,100km (令和6年11月26日) 平成28年騒音規制車、騒音カテゴリ M2B1A 近接排気騒音値 78dB、測定回転数 2,700rpm (旧基準適用時測定回転数 2,700rpm) マフラー-加速騒音規制適用車 【受検種別】指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり 【受検形態】指定整備工場 【整備工場コード】54-01871 オペシメータ測定 以下余白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID

T9473TV2892914

自動車検査証記録事項

641230195003

1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号	三重 200 さ 2111
---------------	---------------

車台番号	DW4E26000186
------	--------------

登録年月日/交付年月日	平成 26年 5月 20日	初度検査年月	平成 26年 5月	有効期間の満了する日	令和 8年 7月 10日
-------------	---------------	--------	-----------	------------	--------------

2. 所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	尾崎市
------------	-----

所有者の住所	三重県尾崎市中央町10-43	[24508 0231]
--------	----------------	--------------

使用者の氏名又は名称	***
------------	-----

使用者の住所	***
--------	-----

使用の本拠の位置	***
----------	-----

3. 車両詳細情報

車名	ニッサン	[213]
----	------	-------

型式	L D F - D W 4 E 2 6	原動機の型式	YD25
----	---------------------	--------	------

自動車の種別	普通	用途	乗合	自家用・事業用の別	自家用
--------	----	----	----	-----------	-----

車体の形状	キャブオーバー	[012]	乗車定員	14人	最大積載量	
-------	---------	-------	------	-----	-------	--

車両重量	2380kg	車両総重量	3100kg	長さ	523cm	幅	188cm	高さ	228cm
------	--------	-------	--------	----	-------	---	-------	----	-------

前前軸重	1290kg	前後軸重	-kg	後前軸重	-kg	後後軸重	1040kg	総排気量又は定格出力	2.48L
------	--------	------	-----	------	-----	------	--------	------------	-------

燃料の種類	軽油	型式指定番号		類別区分番号	
-------	----	--------	--	--------	--

4. 備考

【三重】、検査検査、[OSS] 自動車重量税額 ￥16,400 【24年度税制】平成26年5月20日 新規登録 75%減税措置 適用 平成27年度燃費基準10%向上達成車 使用車種規制(NOx・PM)適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 【走行距離計表示値】557,000km(令和7年7月11日) 【回走行距離計表示値】523,400km(令和6年6月24日) 平成12年騒音規制車、近接排気騒音規制値 97dB 【受検種別】指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり 【受検形態】指定整備工場 【整備工場コード】54-01936 95920-0006(算定燃費値取得済特定改造自動車) 以下余白
--

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID	T9467PJ1005210
------	----------------

この本圓には吉子部品（エジチブン）を内蔵した。シグターカードも吉子のぐく大切に使用して貰ひたい。

自動車検査証記録事項

541230185162

1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号	三重 502 ひ 2180			
車台番号	HC26-113344			
登録年月日/交付年月日	平成 26年 6月 20日	初度登録年月	平成 26年 6月	有効期間の満了する日
2. 所有者・使用者情報				
所有者の氏名又は名称	尾鷲市			
所有者の住所	三重県尾鷲市中央町10-43 [24508 0231]			
使用者の氏名又は名称	***			
使用者の住所	***			
使用の本拠の位置	***			

3. 車両詳細情報

車名	ニッサン [213]			
型式	DAA-HC26			
自動車の種別	小型	用途	乗用	自家用・事業用の別
車体の形状	ステーションワゴン [003]	乗車定員	8人	最大積載量
車両重量	1650kg	車両総重量	2090kg	長さ
前前軸重	950kg	前後軸重	-kg	幅
燃料の種類	ガソリン	型式指定番号	17323	高さ
				186cm
				総排気量又は定格出力
				1.99L
				額別区分番号
				0033

4. 備考

【三重】、継続検査、[OSS]
 自動車重量税額 ￥32,800
 【26年度税制】平成26年6月20日 新規登録 免税措置済み
 平成29年6月6日 継続検査 免税措置済み
 令和12年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了
 令和2年度燃費基準9.4%達成車
 令和2年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了
 平成27年度燃費基準20%向上達成車
 【走行距離計表示値】246,300km (令和7年6月19日)
 【旧走行距離計表示値】222,200km (令和5年6月12日)
 ハイブリッド車
 平成11年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB
 マフラー加速騒音規制適用車
 【受検種別】指定整備車
 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり
 【受検形態】指定整備工場
 【整備工場コード】54-06124
 以下余白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9467AJ6224038



中部運輸局三重運輸支局長 殿

宣 誓 書

当社が協力する事業者協力型自家用有償旅客運送においては、当社との雇用関係の有無にかかわらず、運転者が当該運送の運転者として就任することを承諾し、所要の運転免許証を所持し、道路運送法施行規則第51条の16第1項各号に掲げる要件を備えていることについて、当社が責任をもって確認することを宣誓致します。

令和8年 月 日

名 称 三重交通 株式会社
住 所 津市中央1番1号
代表者の氏名 取締役社長 田端 英明

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（尾鷲市）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和8年 月 日

住 所 三重県津市中央1-1
氏 名 井林 信彦

※ 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体(申請者名)	尾鷲市
-------------	-----

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名(尾鷲市)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	井林信彦	三重県中央1-1	運行管理者		○
2	橋本重也 (代行者)	三重県中央1-1	運行管理者		○
3	大橋亨 (代行者)	三重県中央1-1	運行管理者		○

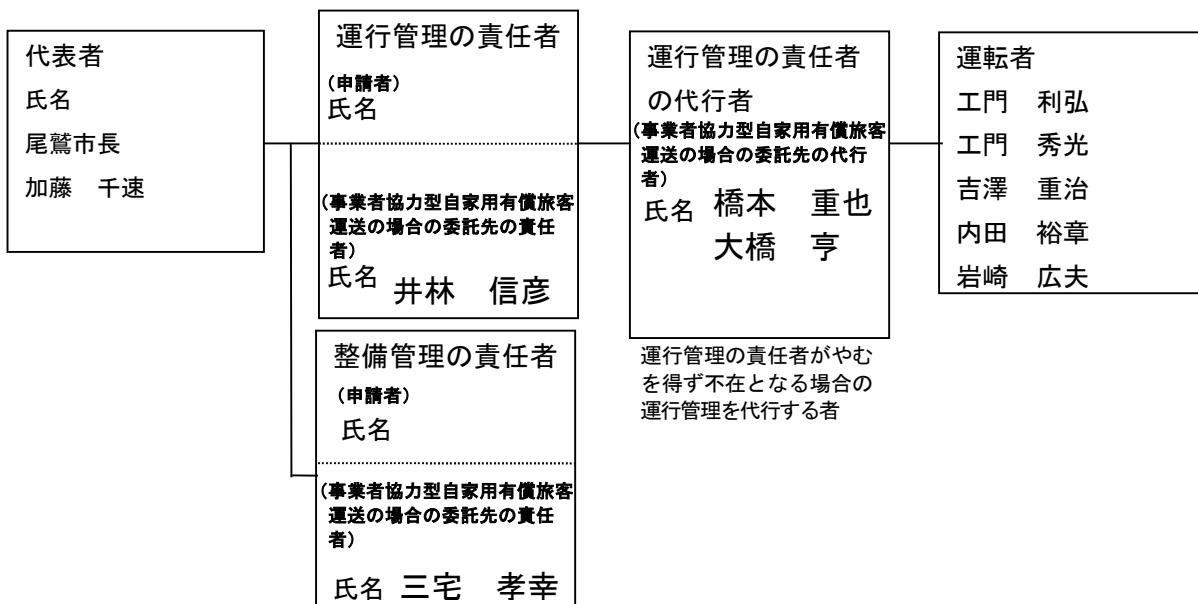
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

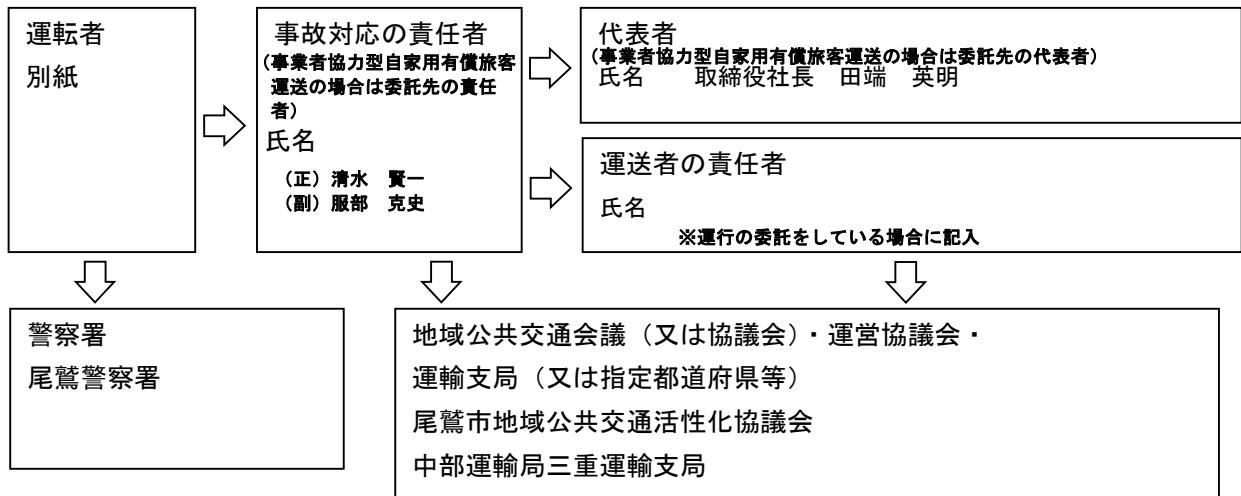
No	氏名	住所	協力
1	三宅孝幸	熊野市有馬町3724-5 三重交通南紀営業所	○
2	端無規泰	熊野市有馬町3724-6 三重いすゞ自動車熊野工場	○
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

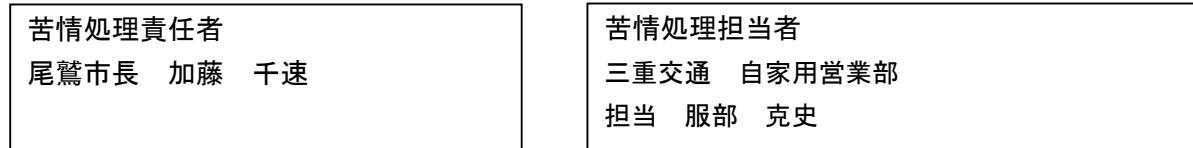
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



中部運輸局 三重運輸支局長 殿

宣 誓 書

当社の協力する事業者協力型自家用有償旅客運送に使用する自動車については、道路運送法施行規則第51条の26に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入していることについて、契約申込書の写し、見積書等により、当社が責任をもって確認していることを宣誓致します。

令和8 月 日

名 称 三重交通 株式会社
住 所 三重県津市中央1-1
代表者の氏名 取締役社長 田端 英明

運行管理者資格者証

資格者証番号 中部三乗合第 234 号

氏名 清水 賢一
生年月日 昭和41年12月27日

道路運送法第23条の2の規定により、
一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資
格者証を交付する。

平成16年10月21日

中部運輸局長



運行管理者資格者証

資格者証番号 中部三乗合第 217 号

氏名 橋本 重也

生年月日 昭和42年11月22日

道路運送法第23条の2の規定により、
一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資
格者証を交付する。

平成16年5月28日

中部運輸局長



運行管理者資格者証

資格者証番号 中部三旅客 第 184 号

氏 名 大橋 亨

生年月日 昭和33年9月10日

道路運送法第23条の2の規定により、
旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を
交付する。

平成20年10月16日

中部運輸局長

